



長野県報

1月17日(月)
平成17年
(2005年)
第1626号

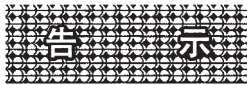
目次

告示

事務処理規則に基づく平成16年度において地方事務所長に交付の権限を委任する補助金等の指定(人事活性化チーム)	1
土地収用法に基づく事業の認定(企画課)	1
解除予定保安林(森林保全課)	2
河川区域の変更による廃川敷地等及び関係図面の縦覧(河川課)	2

公告

地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律に基づく地方拠点都市地域の変更(市町村課)	3
特定非営利活動法人の定款変更の認証申請(生活文化課NPO活動推進室)	3
県営土地改良事業計画の縦覧(土地改良課)	3
県営土地改良事業の施行に伴う換地計画の縦覧(農村整備課)	3
屋外広告物条例に基づく講習会の開催(建築管理課)	3



長野県告示第24号

事務処理規則(昭和39年長野県規則第5号)別表第2の5の(2)の規定により、平成16年度において地方事務所長に交付の権限を委任する補助金等を次のとおり指定します。

平成17年1月17日

長野県知事 田中康夫

里山・集落再生支援事業補助金交付要綱(平成17年1月4日付け16森第534号林務部長通知)の規定に基づく補助金

人事活性化チーム

長野県告示第25号

土地収用法(昭和26年法律第219号。以下「法」という。)第20条の規定により、次のとおり事業の認定をしました。

平成17年1月17日

長野県知事 田中康夫

- 1 起業者の名称
長野市
- 2 事業の種類
長野市民病院増改築並びにこれに伴う市道及び農業用水路付替工事
- 3 起業地
(1) 収用の部分

- 長野市大字富竹字虎御前、字宮田及び字堰下地内
- (2) 使用の部分
なし
- 4 事業の認定をした理由
 - (1) 法第20条第1号要件(収用適格事業)
長野市民病院増改築工事(以下「本件事業」という。)は、法第3条第24号に掲げる医療法による公的医療機関に関する事業に該当し、本件事業に伴う市道及び農業用水路付替工事(以下「関連事業」という。)は、法第3条第1号に掲げる道路法(昭和27年法律第180号)による道路に関する事業及び法第3条第5号に掲げる用水路に関する事業に該当する。
 - (2) 法第20条第2号要件(起業者の意思と能力)
本件事業及び関連事業の起業者である長野市は、事業遂行について必要な財源措置を講じており、本件事業及び関連事業を遂行するための十分な意思と能力を有している。
 - (3) 法第20条第3号要件(事業計画の公益性)
ア 本件事業及び関連事業の施行により得られる公共の利益
平成7年6月に6診療科目150床で開院した長野市民病院(以下「当院」という。)は、医療ニーズに応じて、順次、増床増科を行い、現在では、21診療科目300床の診療規模となっている。
高齢者人口の増加や疾病構造の変化に伴い、医療に対する社会的要請が複雑化し、かつ、多様化する中で、救急医療、高度医療、小児医療等に対し公的医療機関が果たすべき役割は、ますます増大している。
このような中、当院は、救急告示病院として、休日夜間を含めた救急医療に積極的に取り組んでいるところであるが、時間外救急患者数が年々増加している一方、病床利用率は数

年来98.0%前後と病棟は日々満床状態で、施設の稼働は既に限界に達している。

また、長野市における救急医療、特に深夜の初期救急医療については、従来の開業医による在宅当番医制が、深夜帯の医師の確保が難しいこと、採算確保が難しく民間医療機関での取り組みには一定の限界があること等の理由から、極めて継続困難な状況となっており、地域の中核病院であり、公立病院である当院への救急医療専門部の設置が、長野市議会、(社)長野市医師会等から強く求められている。

このような状況の中、本件事業が施行されることにより、次のような事業効果が期待できる。

- (7) 救急及び重症病床並びにその後方病床で100床増床されることになり、現在の満床状態が緩和されるとともに、救急医療専門の救急部が創設されることにより、長野市北部地域の救急医療の充実が図られる。
- (4) 現行の外來診療部門及びリハビリテーション部門等の施設、設備面の狭あい及び不具合部分の改善、障害者及び高齢者に配慮したバリアフリー設備対策、個室及び家族待合室等の充実による療養環境の快適性向上等により、効率的な病院運営が行われるとともに、急性期医療を中心とした先進高度医療等の更なる充実が図られる。
- (ウ) 新たな駐車場用地が確保されることにより、切迫した状況にある駐車場不足が改善される。

また、関連事業については、本件事業の施行により遮断される市道及び農業用水路の機能を維持するものであり、本件事業を施行するために欠くことのできないものである。

イ 本件事業及び関連事業の施行による影響

本件事業により建築される増築棟は、既に病院敷地として使用されている土地の南側に位置すること、増築棟の敷地は住宅密集地に近接していないこと等から、日照問題による住民の生活環境等への影響は極めて少ないものと考えられる。

ウ 比較衡量

アで述べた本件事業及び関連事業の施行により得られる公共の利益とイで述べた本件事業の施行による影響を比較衡量した結果、前者が優越すると認められる。

(4) 法第20条第4号要件(土地を収用することの必要性)

ア 本体事業及び関連事業を早期に施行する必要性

当院における病棟は日々満床状態であり、施設の稼働は既に限界に達していること、また、地域の中核病院であり、公立病院である当院への救急医療専門部の設置が関係機関から強く求められていること等から、早急な対応が必要である。

イ 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業及び関連事業に係る起業地の範囲については、既存棟と増築棟を機能的に接続することによる診療機能の向上、利用者の療養環境の快適性向上及び駐車場の確保並びに市道及び農業用水路の付替えのために必要な面積に限定されており、適正な規模であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業及び関連事業の用に恒久的に供されるものであることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

ウ 収用する公益上の必要性

以上を考慮すれば、本件事業及び関連事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められる。

5 法第26条の2の規定による図面の縦覧場所
長野市役所

企 画 課

長野県告示第26号

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示します。

平成17年1月17日

長野県知事 田 中 康 夫

- 1 解除に係る保安林の所在場所
小県郡武石村大字上本入字焼山2497(国有林。次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 3 解除の理由
道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を長野県林務部森林保全課及び小県郡武石村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林保全課

長野県告示第27号

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令(昭和40年政令第14号)第49条の規定により、次のとおり告示します。

関係図面は、この告示の日から1か月間長野県土木部河川課及び長野県白田建設事務所において縦覧に供します。

平成17年1月17日

長野県知事 田 中 康 夫

- 1 河川の名称
信濃川水系 一級河川 千曲川
- 2 廃川敷地等が生じた年月日
平成17年1月17日
- 3 廃川敷地等の位置
南佐久郡川上村大字居倉字上小川沢541番の1、545番、869番、868番、867番、866番、865番、864番の2、864番の1、849番の2、849番の1、847番の2、847番の1、847番の3、846番の4、846番の3、824番の2、823番の2、822番の2、821番の2、820番の2、819番の2、818番の2、817番の2及び816番の2の各地先
- 4 廃川敷地等の種類及び数量
土地 5,282.73平方メートル
- 5 河川法施行法(昭和39年法律第168号)第18条の規定によりなお効力を有するものとされる旧河川法(明治29年法律第71号)第44条ただし書の規定によりこの廃川敷地等の下付を受けようとする者は、この告示の日から3か月以内に知事に下付の申請をしなければならない。

河 川 課